

(平成26年1月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から同49年3月まで

私は、昭和50年1月にA市からB市の実家に戻り、市役所で国民年金の加入手続を行った。

加入手続後の国民年金保険料については、自宅に送付されてきた納付書により定期的に金融機関又は市役所の窓口で納付していた。

申立期間の国民年金保険料については、加入手続を行う前の期間である昭和47年12月から49年12月までの納付書が自宅に送付されてきたため、市役所に電話をしたところ、担当職員から、「昭和47年12月から49年12月までの保険料は納付することができる期間のため、一括で納付して下さい。」と説明され、その保険料を、私の父親に立て替えてもらい、同納付書により金融機関の窓口で一括で納付したにもかかわらず、49年4月から同年12月までの保険料のみが納付したことになっている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、昭和50年1月に市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、加入手続前の期間である47年12月から49年12月までの納付書が自宅に送付されてきたため、当該期間の保険料をその父親に立て替えてもらい、同納付書により金融機関の窓口で一括で納付したと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、50年5月頃と推認でき、その時点において、申立期間のうち、48年4月から49年3月までの保険料は、過年度納付す

ることが可能である上、国民年金制度発足時から国民年金に加入し、51年12月に厚生年金保険の被保険者となるまで自身の国民年金保険料を全て納付していて納付意識が高いと考えられるその父親は、申立人が実家に戻った時に、申立人が保険料を一括で納付しなければならなかったため、保険料を立て替えたと言っていることから、申立人は、当該期間の保険料を納付していたものと考えられる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和47年12月から48年3月までの期間については、申立人が加入手続を行ったと推認される50年5月の時点において、第2回特例納付により国民年金保険料を納付することが可能であったが、申立人からは、特例納付に係る具体的な主張が無い上、申立期間のうち、47年12月から48年3月までの保険料を特例納付した場合、通常、社会保険事務所（当時）に申立人の特殊台帳が保存されるはずであるにもかかわらず、申立人の同台帳を確認することができないことから、申立人が特例納付により、当該期間の保険料の納付を行ったと考えることは難しい。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡が無い上、申立人が申立期間のうち、昭和47年12月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私は、国民年金の加入手続をどこで行ったかの記憶は無いものの、昭和 36 年当時、私が居住していた地域の町内会長から国民年金について聞かされた記憶がある。

申立期間の国民年金保険料については、私が、毎月、町内会長であった集金人に夫婦二人分を納付していたにもかかわらず、夫のみ納付済みとされ、私は未加入による未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 11 月 2 日に申立人が申立期間当時居住していたとする市において夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、申立人は、同年 4 月 1 日付けで国民年金の強制加入被保険者資格を取得していることが、オンライン記録により確認できることから、申立期間は、当該払出時点において国民年金保険料を現年度納付することが可能な期間である。

また、申立人は、自身が申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を町内会長であった集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が当該期間当時居住していたとする市では、自治会を国民年金の事務協力団体とした集金人制度が存在したことが確認できることから、申立人の主張と符合する上、その夫の当該期間については、現年度納付されていることが同市の夫に係る国民年金被保険者名簿により確認できることから、申立人のみが当該期間の保険料を納付していなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年12月1日から7年1月31日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を4年12月から6年9月までは34万円、同年10月から同年12月までは32万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成6年11月1日から同年12月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、同年11月の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく平成6年11月に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（32万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月1日から7年1月31日まで
② 平成7年1月31日から同年2月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の標準報酬月額は、当時の給与支給額に比べ、著しく低額である。

また、申立期間②は、退職日が平成7年1月31日なので、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同年2月1日のはずである。

平成6年12月分給料明細書及び雇用保険被保険者離職票を提出するので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、平成4年12月から6年9月までは34万円、同年10月から同年12月までは32万円と記録されていたところ、A社が厚

生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成7年1月31日）より後の同年2月6日付けで、11万円に遡及して訂正されている上、申立人と同様に9人の被保険者についても標準報酬月額が遡及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成4年12月から6年9月までは34万円、同年10月から同年12月までは32万円に訂正することが必要であると認められる。

また、上記の期間のうち、平成6年11月1日から同年12月1日までの期間については、申立人の所持する給料明細書により、申立人は当該期間に標準報酬月額47万円に見合う報酬を受け、標準報酬月額34万円に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成6年11月の標準報酬月額については、申立人が所持する同年12月分給料明細書において確認できる保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は既に死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給料明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、雇用保険の記録では、申立人は、A社を平成7年1月31日に離職したことになっているが、同社は同年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、B協会が提出した同年2月2日付けC県労働保険特別会計歳入徴収官宛て「事故事業場報告書」において、同年1月30日には既に同社は稼働していなかった旨の記載があるこ

とから、申立期間②当時、A社は事業所としての実態を失っていたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和41年11月1日と認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月30日から同年11月1日まで
夫は、昭和41年10月1日にA社に入社し、57年5月にB社を退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する勤務記録カード及び同社の回答から、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日は、昭和41年11月1日であると認められる。

なお、オンライン記録においては、昭和41年10月は、厚生年金保険法第19条第2項の規定により、既に厚生年金保険被保険者期間とされている。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和41年11月1日と認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月30日から同年11月1日まで
私は、昭和41年10月1日にA社に入社し、42年9月にC社を退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び上司の供述から、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日は、昭和41年11月1日であると認められる。

なお、オンライン記録においては、昭和41年10月は、厚生年金保険法第19条第2項の規定により、既に厚生年金保険被保険者期間とされている。

関東神奈川厚生年金 事案 8767

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月4日は26万円、19年3月20日は16万5,000円、20年7月10日は27万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月4日
② 平成19年3月20日
③ 平成20年7月10日

A事業所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の標準賞与に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された源泉徴収簿及び申立人が所持している賞与明細書から、申立人は、申立期間①は26万円、申立期間②は16万5,000円、申立期間③は27万5,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、申立人の申立期間①から③までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、複数の同僚について賞与が支給されていることが確認できるにもかかわらず、当該期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は当該賞与支払届を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月4日は26万円、19年3月20日は17万5,000円、20年7月9日は27万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月4日
② 平成19年3月20日
③ 平成20年7月9日

A事業所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の標準賞与に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された源泉徴収簿及び申立人が所持している賞与明細書から、申立人は、申立期間①は26万円、申立期間②は17万5,000円、申立期間③は27万5,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、申立人の申立期間①から③までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、複数の同僚について賞与が支給されていることが確認できるにもかかわらず、当該期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は当該賞与支払届を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日に係る記録を昭和42年3月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月22日から同年4月21日まで
厚生年金保険の記録によると、申立期間が被保険者期間となっていないが、当該期間は、B社C営業所（厚生年金保険の適用事業所名は、B社）から同社D工場（厚生年金保険の適用事業所名は、A社）に異動した時期である。

申立期間における勤務及び給与の支給は継続しており、厚生年金保険料も控除されていたはずである。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、B社に継続して勤務し（B社C営業所から同社D工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日については、B社C営業所から同社本社に異動した同僚が、「申立人は私より後だが、ほぼ同時期に異動した。」と供述をしているところ、当該同僚の同社本社における資格取得日が昭和42年3月21日となっていることから、同年3月22日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和

42年4月の社会保険事務所（当時）の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、B社本社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

関東神奈川国民年金 事案 7172

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から同年 10 月まで

私の国民年金の加入手続については、国民年金制度発足前にその広報活動に参加していたこともあり、その準備期間である昭和 36 年 2 月頃に区役所の出張所で行った。

申立期間の国民年金保険料については、自宅に来た集金人に半年分の保険料を納付したことを憶^{おぼ}えており、保険料は月額 100 円だった。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足前の昭和 36 年 2 月頃に市役所の出張所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、同年 11 月と推認され、申立人の主張する加入手続時期と一致しない。

また、申立人の特殊台帳によると、申立人の資格取得日は、「昭和 36 年 11 月 14 日 任意」と記載され、「保険料納付状況」欄の昭和 36 年度から 40 年度までの欄には、一括して「完」の印が押されていることが確認できるが、当該「完」の印については、昭和 36 年 11 月以降の国民年金保険料を未納無く納付したことを示す印であると思われるとの回答を、申立人が当時居住していた地域を管轄する年金事務所から得ていることから、申立期間は任意加入適用期間の未加入期間であり、申立人は、推認される加入手続時点において、遡って国民年金に加入することや保険料を納付することができない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記

号番号が払い出されている必要があるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東神奈川国民年金 事案 7173

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 4 月から 12 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月から 12 年 3 月まで

私は、大学生であった平成 10 年 3 月頃、国民年金保険料の納付と保険料の免除に関する案内が来たので、居住していた市の市役所で国民年金の加入手続をし、後日、保険料の免除の申請手続を行い、年金手帳の交付を受けた。

平成 11 年 4 月からも大学生であり、収入が無かったので、2 回目の国民年金保険料の免除の申請手続を市役所又は社会保険事務所（当時）で行った。

申立期間の国民年金保険料については、免除の申請手続を行ったはずなのに、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は平成 11 年 4 月頃、申立期間の国民年金保険料の免除の申請手続を市役所又は社会保険事務所で行ったと述べているが、i) 申立人は、保険料免除の承認通知について憶^{おぼ}えておらず、申立人が保険料免除の申請手続の際、記入内容に関し相談したとするその父親も、同手続について憶^{おぼ}えていないこと、ii) 当該期間当時、社会保険事務所では保険料免除の申請手続を行うことができなかつたことから、当該期間の保険料免除の申請手続の状況が不明である。

また、申立期間は、平成 9 年 1 月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られている状況下であることから、記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料の免除申請書を提出したこと、及び保険料の免除の承認を受けたことを示す関連資料が無く、ほかに当該期

間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料について免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月から平成3年3月まで

私が20歳になった昭和63年*月に、国民年金の加入手続を行っていませんでしたが、社会保険庁（当時）から年金手帳及び納付書が送付されてきた。申立期間の国民年金保険料については、納付書により毎月約1万円の保険料を金融機関で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年*月に、国民年金の加入手続を行っていませんでしたが、社会保険庁から年金手帳及び納付書が送付され、申立期間の国民年金保険料については毎月金融機関で納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された20歳到達者の被保険者資格取得日等から、平成3年5月頃と推認でき、その時点で、申立期間のうち、昭和63年1月から平成元年3月までの保険料は時効により納付することができない上、推認される加入手続時点において、当該期間のうち、同年4月から3年3月までの保険料は過年度納付により納付することが可能であるが、申立人は、遡ってまとめて保険料を納付した^{おぼ}憶えはないと述べていることから、申立内容と一致しない。

また、申立人の昭和63年*月に係る国民年金第1号被保険者資格の取得処理は、平成3年6月4日に行われていることがオンライン記録により確認できることから、当該処理が行われる以前の申立期間については、申立人は国民年金に未加入であり、当該期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の始期から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一区内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から50年3月まで

私は、昭和47年9月に会社を退職後、すぐに、市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後、申立期間の国民年金保険料は、両親が、毎月又は2か月ごとに自宅に集金に来ていた近所の団体の事務所の人（集金人）に、自分たちの保険料と一緒に納付してくれていた。

私は、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両親が、申立期間の国民年金保険料を、自宅に来ていた集金人に毎月又は2か月ごとに納付していたと述べているが、当該期間当時申立人が居住していた市では、保険料を3か月ごとに収納していたことが確認でき、申立人の記憶する納付周期と一致しない上、当該期間の保険料を集金人に納付していたとする両親から証言を得ることが困難であることから、当該期間当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和47年9月に会社を退職後、すぐに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、50年4月と推認され、申立内容と一致しない。

さらに、申立人は、推認される加入手続時点において、過年度納付及び現年度納付により申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であるものの、当該期間当時居住していた市では、集金人が過年度保険料を収納することはできなかったことが当該市の回答により確認できる上、申立人は、保険料を遡ってまとめて納付したことはなかったと述べている。

加えて、申立人の主張のとおり申立期間の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の始期から申立人の手帳記号番号が払い出された時期までを通じて、同一市内に居住していたとする申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年8月から53年3月まで

私は、勤務先を退職した昭和49年8月頃に、国民年金の加入手続を区役所で行ったと思う。その際発行された年金手帳を現在所持している。

申立期間の国民年金保険料は、私が、納付書により金融機関で納付していたが、納付頻度及び保険料の月額については、憶^{おぼ}えていない。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先を退職した昭和49年8月頃に、国民年金の加入手続を区役所で行ったと述べているが、申立人が居住していた区の被保険者台帳管理簿において、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、53年9月1日であることが確認できる上、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、同年6月と推認され、申立人の国民年金の加入手続時期についての主張と一致しない。

また、申立人は、前述の国民年金の加入手続時点において、申立期間のうち、昭和49年8月から51年3月までの国民年金保険料を時効により納付することができない上、申立期間の前後を通じて同一区内に居住していたとする申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人は、上記加入手続時点において、申立期間のうち、昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料を、過年度納付により納付することが可能であるが、申立人は、保険料を遡ってまとめて納付したことは無いと述べている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8770

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月9日から32年9月8日まで
年金記録を確認したところ、A社に勤務した申立期間の脱退手当金を受給したことになっている。脱退手当金のことは知らなかったし、受け取った記憶も無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給決定されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A社の資格喪失日から約1か月後の昭和32年10月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、昭和45年10月1日まで厚生年金保険の被保険者となっていない申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月頃から 39 年 9 月頃まで

私は、申立期間において、A社に勤務していたが、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶及び同僚の証言から判断すると、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「厚生年金保険には希望して加入する取扱いであったが、私は希望しなかった。」と述べている。

また、複数の同僚もA社においては厚生年金保険に希望して加入する取扱いであった旨述べているところ、当該同僚が申立人と同様の業務に従事していたと記憶している複数の従業員には同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

さらに、申立人が記憶している業務内容が違う同僚についても、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者が見られる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票においても、申立人の名前は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、A社の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について照会することができない上、申立人は、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8772

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 7 月 1 日から 3 年 10 月 26 日まで
オンライン記録では、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額より著しく低くなっている。
調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、当初、平成 2 年 7 月から同年 9 月までは 47 万円、同年 10 月から 3 年 6 月までは 50 万円、同年 7 月から同年 9 月までは 53 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 4 年 3 月 31 日）より後の同年 4 月 15 日付けで申立期間の全てについて、遡って 8 万円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間において、A 社の代表取締役であったことが確認できる上、申立人は、「事業所の代表者印は、私が管理していた。」と述べている。

また、申立人は、「会社を厚生年金保険から脱退する手続を自ら行った。」と述べているところ、従業員全員の厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が行われた平成 4 年 4 月 15 日と同日付けで、申立人の標準報酬月額が引き下げられていることから、申立人の標準報酬月額の減額処理について、社会保険事務所（当時）が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っていた代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 3 月 1 日から 61 年 10 月 20 日まで
② 昭和 61 年 10 月 20 日から 62 年 4 月 22 日まで
申立期間①はA社に、申立期間②はB社（現在は、C社）に勤務していたが、申立期間①及び②が厚生年金保険被保険者期間となっていない。会社に勤務するときはずっと正社員として勤務していた。
調査の上、申立期間①及び②を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人が記憶している複数の同僚はA社に係る厚生年金保険被保険者となっていない上、これらの者は当該期間において国民年金に加入し国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

また、A社は、平成 14 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主からの回答が得られないため、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

申立期間②について、C社が保管している定時社員名簿に、申立人について、入社年月日昭和 61 年 10 月 20 日、退職 62 年 4 月 8 日と記載されていることから、申立人が当該期間において、B社に勤務していたことが確認できる。

しかし、C社は、「定時社員名簿に記載されている者は、パート職として入社した者である。パート職は入社後 6 か月を経過した時点で厚生年金保険被保険者資格取得の手続きを行うこととしていた。申立人は、勤務期間が 6 か月を満たないうちに退社したので、資格取得の手続きは行っていな

い。」と回答している上、自身がパートであったとする複数の被保険者が入社後すぐには厚生年金保険に加入しなかった旨供述している。

また、定時社員名簿に名前がある 38 人のうち 36 人は、B 社の厚生年金保険被保険者になっておらず、残り 2 人は、入社から 6 か月以後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間①及び②において、国民年金に任意加入して保険料を納付し又は国民年金第 3 号被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。